

電子契約サービス 事業者向け説明会 <質疑応答>

No.	①お問い合わせ先をお選びください	No①質問をご記入ください ※自由記述	回答
1	全自治体	メールアドレス確認書の最終確認者は、入札資格委任者でなくても問題ありませんか？(平社員でも問題ありませんか？)	<p><全自治体共通></p> <p>必ずしも入札資格委任者である必要はございませんが、貴社の契約締結権者（=入札資格委任者）から委任されている方を記載してください。</p>
2	全自治体	契約書に署名される名前は、誰の名前になりますか？会社代表ですか？クラウドサインの最終確認者ですか？	<p><全自治体共通></p> <p>契約書データには電子署名がされる方の氏名が記載されるわけではなく、予め契約書の氏名欄には、会社代表者の氏名を記載した上でクラウドサインにアップロードするため、これまでの紙の契約書と表示上変わりはありません。</p> <p>一方、契約書データ上の電子署名欄には、電子契約利用同意書に記載された方のお名前が表示されます。</p>
3	全自治体	契約書以外の書類については従前通りの提出方法となるのでしょうか	<p><全自治体共通></p> <p>各自治体の電子契約の対象範囲については、「各自治体運用一覧」をご確認ください。</p> <p>また、契約書以外の仕様書等の添付書類等については、契約ごとに異なりますので、実際の契約時に各自治体の契約担当課にお問い合わせください。</p>

電子契約サービス 事業者向け説明会 <質疑応答>

No.	①お問い合わせ先をお選びください	No①質問をご記入ください ※自由記述	回答
4	奈良県	契約書のメール送付ですが、担当者・最終承認者へ一気に届くのでしょうか？ 担当者が確認後、最終承認者は送付は可能でしょうか？	担当者の確認後に最終承認者にメール送付がされます。
5	奈良県	1. 電子契約利用同意書の「担当者」と「最終確認者」のメールアドレスは同じでもよろしいですか。 2. 奈良県全庁利用可能とありますが、土木事務所等の出先機関との契約も含まれますか。 3. 契約書ファイルはURL保存とありましたが、PDF保存はできないのですか。	1.異なるメールアドレスを設定する必要があります。「担当者」と「最終承認者」が同一の場合は、「最終承認者」のみ記載してください。 2.土木事務所等の出先機関との契約も含まれます。 3.URLからアクセスしていただいたPDFを保存することとなります。
6	奈良県	「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」の提出方法を知りたい	案件により異なるため、それぞれの入札公告等に提出時期・提出方法を記載しますので、そちらをご確認ください。
7	奈良市	奈良市が開始される時は観光協会も対象でしょうか？	奈良市観光協会は公益社団法人で、奈良市とは別法人ですので、奈良市が行う電子契約の対象にはなりません。
8	弁護士ドットコム (クラウドサイン)	クラウドサインの最終確認者名が表示される場合、入札資格者の名前(会社代表もしくは委任者)と違う者の名前が契約書に署名されていても、問題ありませんか？	電子署名欄に電子契約利用同意書に記載された方のお名前が表示されます。 社内の規定等をご確認の上、どの方の名前を記載するのかご検討ください。

電子契約サービス 事業者向け説明会 <質疑応答>

No.	①お問い合わせ先をお選びください	No①質問をご記入ください ※自由記述	回答
9	弁護士ドットコム (クラウドサイン)	電子契約同意書兼メールアドレス確認書について ・契約内容の確認者【担当者】【最終確認者】両方に記入がある場合、 ①両者同時にメールを受信できる ②担当者が承認処理をした後に最終確認者にメールが送信される どちらになりますでしょうか。	②担当者が承認処理をした後に最終確認者にメールが送信されます。
10	弁護士ドットコム (クラウドサイン)	・cloudsign様と奈良県様の契約が終了した場合、自治体様と事業者の契約書の最終がどれかの証明はどうするのでしょうか。 紙であれば割印していたと思うのですが、、 ・遡りでの契約は可能でしょうか。	・契約締結後にクラウドサインからメールに添付されている契約書データ(PDFファイル)が最終のものとなります。Adobe Acrobat ReaderでPDFファイルを開くと署名パネルで電子署名・タイムスタンプが表示され、最終のものであることが確認できます。 ・電子署名及びタイムスタンプが付与される日時を遡ることはできません。遡りが必要となる契約の取扱いについては、各自治体にお問い合わせください。

2024.10.15現在